

不法投棄対策の検討状況報告

第 22 回合同会議の「不適正保管対策、不法投棄対策」において検討すべき事項とされた、地方公共団体の手続きの制定状況、不法投棄処理に係る処理期間や費用負担状況について、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）に調査を実施した。本報告はその調査について、途中経過を報告するものである。

1. 地方公共団体の手続きの状況

地方公共団体の放置自動車の処理に関する条例、要綱・要領の制定状況については参考 1 の通りである。都道府県等では約 1/4 が条例を、また約 1/4 が要綱・要領などを制定し、また、その他市町村のうち約 2 割で条例を制定して処理を実施している。それぞれの条例等において規定の有無は異なるが、不法投棄自動車の所有者の調査、警告等の公示手続き、廃自動車としての認定手続き、一定期間以降の所有権等の規定が含まれる。

2. 不法投棄・不適正保管車両の処理状況

平成 20 年度の都道府県等における不法投棄・不適正保管車両の発生は 4,695 台であり、同年度中に過去に発生したものも含めて 9,992 台が処理され、その結果 20 年度末現在で 10,833 台が未処理で残っている。処理台数のほとんどは、指導等により所有者自ら処理したものであるが、約 1,100 台程度は都道府県等が処理している。

都道府県等の処理した車両について収集運搬及び処理に要した費用は、1 台当たり平均約 5,000 円程度であったが、都道府県等によって 0 円～110,000 円／台と幅があった。また 3 自治体において有価で売却された例がある。異なる要因としては、売却の規定の有無、不法投棄・不適正保管車両の処理台数と各車両の置かれている状態や撤去、契約の形態、委託の条件等が考えられる。

一部、有価で売却している例もあるが、ほとんどの都道府県等においては処理費用が生じている。売却が行われない要因として、撤去費用や事務費用等のコストが資源価格を上回っている点、廃自動車としての処理の場合の契約等が考えられる。

都道府県等による撤去・処理車両のうち 6 割程度は未預託車両で、協力会制度を利用している。未預託車両の発生原因については全てが明らかではないが、一時抹消中の自動車や車検が切れている自動車もあり、車検時預託を受けていない車両と考えられる。また、車台番号が確認できず、リサイクル料金の預託が確認できずに未預託車両として扱われた車両も一部含まれている。

不法投棄・不適正保管を覚知してから処理に至るまでの平均期間については、3～6 ヶ月程度となっている都道府県等が多い。なお、過半数の各都道府県等では最長の事例でも 1 年以内に処理されているが、4 割以上の都道府県等は 1 年以上処理に要した案件を

持つ。処理に長期間を要した要因としては、所有者の発見や、所有者自らが処理するに至るまでの指導等に時間を要したことが考えられる。

3. 今後のスケジュール

今後、処理費用が高くなる要因について分析し、地方公共団体の処理の効率化によるコストの軽減を図っていく。また、現時点では、路上に放置されている車両等の小規模事案に対して廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置を行った事例はないため、平成 22 年度までに、実際の事例に対する措置の適用可能性を想定した調査を実施し、具体的な手法や手続きの検討、それと併せて支援事業の検証、評価及び手続きの整理を行い、支援事業の要綱等の改訂等、所要の措置を講じていく。